

扶桑町議会議案第 13 号

扶桑町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

国家公務員の給与改定に準じて、条例を改正する必要があるので提案します。

## 扶桑町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

扶桑町職員の給与に関する条例（昭和46年扶桑町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第15条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて町長が規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町長が規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び」を「、」に、「合計額）の」を「合計額）及び前項第1号に定める額の」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が町長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（町長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として町長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、

12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

扶桑町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(地域手当)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。ただし、規則で定める地域に在勤する職員に支給するときの月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の18を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。ただし、規則で定める地域に在勤する職員に支給するときの月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の18を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円</u>を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて町長が規則で定める額（第15条の3第1項の規定より在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員に限る。）にあつては、その額か</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、</u>支給単位期間につき、<u>それぞれ次に定める額</u>（第15条の3第1項の規定より在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に町長が規則で定め</p>

新	旧
<p>ら、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)</p>	<p>る割合を乗じて得た額を減じて得た額)</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員</u> 2,000円</p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</u> 4,200円</p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</u> 7,300円</p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</u> 10,400円</p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</u> 13,500円</p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員</u> 16,600円</p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</u> 19,700円</p>

新	旧
<p>(3) (略)</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして町長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行</p>	<p><u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員</u> 22,800円</p> <p><u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員</u> 25,900円</p> <p><u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</u> 29,100円</p> <p><u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</u> 32,300円</p> <p><u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員</u> 35,500円</p> <p><u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員</u> 38,700円</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして町長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行</p>

新	旧
<p>列車、高速自動車国道その他の交通機関等（<u>第5項</u>において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して町長が規則で定める職員に限る。）その他通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p><u>4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が町長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）</u>を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（町長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、<u>第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当</u></p>	<p>列車、高速自動車国道その他の交通機関等（<u>次項</u>において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して町長が規則で定める職員に限る。）その他通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p>

新	旧
<p><u>たりの駐車場等の料金に相当する額として町長が規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額</u></p> <p><u>5</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、<u>特別料金等相当額</u>をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）<u>及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>6</u> 通勤手当は、支給単位期間（町長が規則で定める通勤手当にあっては、町長が規則で定める期間）に係る最初の月（<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町長が規則で定める場合</u>）<u>あっては、その翌月</u>）の町長が規則で定める日に支給する。</p> <p><u>7</u> （略）</p>	<p><u>4</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額<u>及び特別料金等相当額</u>をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）<u>の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>5</u> 通勤手当は、支給単位期間（町長が規則で定める通勤手当にあっては、町長が規則で定める期間）に係る最初の月の町長が規則で定める日に支給する。</p> <p><u>6</u> （略）</p>

新	旧
<p>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として町長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p>	<p>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として町長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">に支給する場合には100分の <u>52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>